

県税口座振替制度のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。
 県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

口座振替を利用できる県税

- 個人事業税…8月・11月納期分（定期賦課分）
- 自動車税…6月納期分（定期賦課分）
 - ※上記二税の振替日…納期限の日
- 法人県民税・法人事業税…中間申告、確定申告分
- 軽油引取税…特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除く）
 - ※上記三税の振替日…申告期限の翌月 25 日
 - 延滞金は申告期限延長分を含め加算されません。なお、申告期限までに申告書が提出されなかった場合は口座振替になりませんのでご注意ください。

お申込み方法とお申込み期限

納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ、取扱金融機関及び各地域県民局県税部の窓口へ備え付けの申込用紙によりお申込ください。

- 個人事業税…8月中旬
- 自動車税…4月30日
- 法人県民税・法人事業税・軽油引取税…申告期限の日

取扱金融機関

- 青森銀行 みちのく銀行 岩手銀行※ 東北銀行※ 秋田銀行※ 北日本銀行※
 あおもり信用金庫 東奥信用金庫 八戸信用金庫 下北信用金庫 青森県信用組合
 東北労働金庫※ 青森県信用農業協同組合連合会 県内農業協同組合
 青森県信用漁業協同組合連合会 県内漁業協同組合
 ※印は県内支店口座からの口座振替に限られます。

お問合せは、お近くの取扱金融機関または地域県民局県税部まで。

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東青地域県民局県税部	017-722-1111 内線 6604 017-734-9971 (直通)	〒030-8530 青森市新町 2丁目4-30 青森県庁舎北棟 3階
中南地域県民局県税部	0172-32-1131 内線 311 0172-32-4341 (直通)	〒036-8345 弘前市蔵主町 4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	0178-27-5111 内線 357 0178-27-4455 (直通)	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田 7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	0173-34-2111 内線 205 0173-34-3141 (直通)	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	0176-22-8111 内線 205 0176-23-4241 (直通)	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	0175-22-8581 内線 204 0175-22-3105 (直通)	〒035-0073 むつ市中央 1丁目1-8 むつ合同庁舎内

依頼書の記載例と留意事項

※太線の枠内に、ボールペンで記入してください。

平成20年〇月×日

青森県県税徴収金口座振替依頼書

取扱金融機関様
地域県民局長様

本人控

《依頼者》

納税義務者	住所	〒030-8530 青森市新町2丁目4-30	
	フリガナ	アオモリ ハナコ	
	氏名	青森 花子	
	電話番号	017(722)1111	

青森県の県税の口座振替による払込みについて、下記の事項を確約のうえ、次のとおり依頼します。

《指定預金口座》

金融機関名	〇〇銀行	住所	青森市新町2丁目4-30	
本店等の名称	××支店	(所在地)		
金融機関コード	(金融機関で記入してください)	フリガナ	アオモリ ハナコ	
預金種類(○印)	①普通 ②当座 ③納税準備預金	預金者名	青森 花子	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金届出印	青森	

《口座振替により納税する税目等》 希望する税目を○で囲んでください。

税目	開始年度	徴収番号	摘要
①個人事業税	2:1		8月、11月の納期分

税目	開始年	開始月	法人番号	摘要
2 法人県民税・法人事業税				開始年月以後の納期分

税目	開始年度	登録番号	標板文字(○印)	車種	かな	番号
③自動車税	2:1		青(青森)	500	あ	123
※自動車が多数の場合は別表に記入願います。		青森				
		青森				
		青森				

税目	開始年	開始月	徴収番号	摘要
4 軽油引取税				開始年月以後の納期分

口座振替日	納期限の日 (法人県民税・法人事業税及び軽油引取税にあっては申告期限の翌月下旬)
-------	---

- 記
- 1 預金の支払手続については、当座勘定取引約定書又は預金規程にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び現金払戻請求書の提出などはしませんので、貴金融機関所定の方法により処理してください。
 - 2 金融機関からの領収証書の発行は省略して差し支えありません。
 - 3 振替日に預金残高が振替予定税額に満たない場合は、振替不能の処理をして差し支えありません。
 - 4 この口座振替の契約は、貴金融機関が必要と認めたときは、解約して差し支えありません。
 - 5 この依頼書の記載内容に変更が生じた場合及び口座振替を解約する場合は、速やかに貴金融機関に届け出ます。
 - 6 この口座振替について紛議が生じても、貴金融機関の責に帰すべき場合を除き、貴金融機関に迷惑をかけません。

※申込みは、依頼者(納税義務者)本人名義の口座に限ります。

※必ず預金届出印を押ししてください。

※自動車が多数の場合は別表に記入願います。

※太線の中だけ記入ください。

※二枚目・三枚目にも押印してください。

※申込内容に変更が生じたときや口座振替をとりやめるときは、所定の変更・廃止届が必要です。

※自動車に異動があった場合は、所定の変更・廃止届、依頼書による手続が必要です。自動車の買換え時等にはご注意ください。